

北アルプス地区を登山する皆様へ

登山届は必ず提出しましょう!



写真：槍ヶ岳と槍ヶ岳山荘（北東より撮影）

岐阜県では
「岐阜県北アルプス地区
及び活火山地区
(御嶽山・焼岳・白山・乗鞍岳)における
山岳遭難防止に関する条例」
により登山届の提出を
義務付けています。

登山届対象エリア

- 北アルプス地区及び焼岳の想定火口域から2km以内の区域（詳細は裏面をご覧ください）。

登山届の提出方法

- 登山届ポストへの投函
- オンラインによる届出



山岳遭難対策コンパス
Compass ※運営：(公社) 日本山岳ガイド協会

▲ YAMAP ※運営：(株) ヤママップ

岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会

- 下記機関への郵送、FAX、メール等

提出機関

- 岐阜県防災課
- 岐阜県警察本部地域課
- 高山警察署及び飛騨警察署並びに
両署管内の交番・駐在所

何のために登山届を出すの？



- 事前に計画をたてることで、無理な登山を防止し、
体力・技術にあった登山が楽しめます。
- 万が一、遭難事故にあったとき、遭難場所を特定しやすく、
スムーズな救助活動を行うことができます。
- 遭難事故や噴火の発生時、家族や関係者と
素早く連絡をとることができます。

罰則 (過料)

- 登山届を提出しなかった者、
虚偽の届出をした者は
5万円以下の過料が科せられます。

注意 事項

- 登山にあたっては、
ヘルメット等の安全装備を準備し、
噴気地帯には留まらないようお願いします。

条例に関する
問い合わせ先

岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 山岳遭難対策係 TEL:058-272-1111(内線2837)

岐阜県北アルプス地区

岐阜県活火山地区(焼岳)

